

議案第 3 号

佐野市個人情報保護条例の改正について

佐野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

佐野市個人情報保護条例（平成 1 7 年佐野市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 6 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止並びに個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 3 号参考資料

佐野市個人情報保護条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した生存する個人に関する情報（次のいずれかに該当するものに限る。次号において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書若しくは図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。</u>）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ (略) (3)～(5) (略) (6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した生存する個人に関する情報（次のいずれかに該当するものに限る。次号において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書若しくは図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。</u>）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ (略) (3)～(5) (略) (6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地

法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）又は事業を営む個人をいう。 (7) (略)	方独立行政法人を除く。）又は事業を営む個人をいう。 (7) (略)
---	--------------------------------------